

要求水準等説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

区民歯科健診問診・記録票のペーパーレス化にかかる実証実験システムの構築及び運用・保守業務

(2) 業務目的

現在、紙の帳票（千代田区区民歯科健診受診券兼問診・記録票（以下、「問診・記録票」という。))を使用し実施している区民歯科健診において、デジタル化を推進することで健診受診時等の利便性を向上させ健診受診率の増加を図る。

(3) 業務内容

別紙1「区民歯科健診問診・記録票のペーパーレス化にかかる実証実験システムの構築及び運用・保守業務内容」のとおり。

(4) 契約上限金額

1,600 千円（税込み）

(5) 履行期限

システム構築期間

契約締結日の翌日から令和6年11月30日

運用・保守期間

システム構築日から令和7年3月31日

実証実験期間

令和6年12月1日から令和7年2月28日

(6) 成果品

別紙1「区民歯科健診問診・記録票のペーパーレス化にかかる実証実験システムの構築及び運用・保守業務内容」のとおり

2 公募スケジュール（予定）

区は「提案書提出者を選定するための基準」により参加申込書等を評価し、提案者を選出する。次いで、「提案書を採用するための評価基準」により提案書及びプレゼンテーションを評価し、採用業者を決定する。

内容	日時
要求水準書等説明書の公表・交付期間	令和6年4月26日～令和6年5月29日
要求水準書等説明書に対する質問受付期間	令和6年4月26日～令和6年5月10日
質問回答	令和6年5月17日頃
参加申込書及び提案書の提出期間	令和6年4月26日～令和6年5月29日
資格審査結果通知	令和6年6月10日頃
プレゼンテーション審査	令和6年6月20日頃
選定結果通知	令和6年6月25日頃
契約締結	令和6年7月上旬

3 参加申込及び参加資格確認に関する提出書類の作成様式、提出期限、提出場所、提出方法等

以下の（１）～（３）に示す書類を正１部、副１部提出すること。なお、提出時には（１）～（３）の電子データを格納したCD-RまたはDVD-Rを１枚同封すること。

（１）参加申込に関する書類

- ・参加申込書（様式１）

（２）参加資格確認に関する書類

- ・参加資格確認申請書（様式２）

《添付書類》

- ア 会社概要（パンフレット等の使用も可）
- イ 商業登記簿謄本（提出日において発行日より３か月以内のもの）
- ウ 印鑑証明書（提出日において発行日より３か月以内のもの）
- エ 納税証明書（提出日において発行日より３か月以内のもの）
- オ 貸借対照表、損益計算書（直近３期分）
- カ プライバシーマーク登録証の写し
- キ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）登録証の写し

・実績確認書類

過去３年間で自治体向けの保健衛生に関するシステムの提供や運用実績がわかる書類
（契約書の写し、自治体のプレスリリース等）

・見積書

参考資料１を参照し作成すること。

(3) その他

- ・暴力団排除に係る誓約書（様式3）

(4) 提出期限

令和6年4月26日から令和6年5月29日
土・日・祝日を除く午前9時～午後5時

(5) 提出場所

14「各種書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり

(6) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、持参すること（郵送、FAX、Eメール不可）

4 要求水準等説明書に対する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

(1) 受付期間

令和6年4月26日から令和6年5月10日午後5時まで必着

(2) 提出場所

14「各種書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり

(3) 提出方法

- ・質問票（様式4）を電子メールにて送付すること。
※メールの件名は「区民歯科健診問診・記録票のペーパーレス化にかかる実証実験システムの構築及び運用・保守業務プロポーザルに対する質問（会社名）」とすること。
※規定の様式外の書式で送付された場合、回答は行わない。
- ・質問対象の資料名、ページ番号、項目・引用文、質問事項を具体的に記載すること。メール送付後、必ずメールの到着を電話で確認すること。
※電話・ファクシミリ等による個別の質問は受け付けない。

(4) 回答方法

令和6年5月17日頃に、千代田区ホームページの「プロポーザル情報」に掲載する。なお、公平な競争を妨げる恐れがあると事務局が判断する質問等については、回答・公表しない場合もある。

本件質問に対する区の回答については、要求水準等説明書と同等に扱う。

5 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案者に要求される資格要件

ア 区の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準じるべき者、支配人または清算人である団体でないこと。

イ 区の区長、副区長または教育長が、役員等である団体でないこと。

ウ 区の教育委員会の委員が、委員等である団体でないこと。

(※①～③は、区が資本金その他これに準じるもの2分の1以上を出資している団体、区からの財政支出を受けている団体その他の公共的団体であって、当該団体が応募者となることについて相当の理由がある場合には、適用しない。)

エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当する者でないこと。

オ 当該業務における千代田区での競争入札参加資格を有していること。

カ 公表日以後に千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

キ 公表日以後に千代田区契約関係暴力団等排除要綱(平成23年8月26日23千政契担発第71号)に基づく入札参加除外を受けていないこと。

ク 経営状態が経営不振(自己資本マイナスを含む)の状態でないこと。

ケ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中である団体でないこと。

コ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の租税または労働保険料及び社会保険料を滞納している団体でないこと。

サ プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、それぞれの認証資格を取得していること。

シ 過去3年間に自治体へ保健衛生に関するシステムの提供や運用実績を有していること。

6 提案者選定の通知

提案者として選定した者に対しては、選定した旨の通知を書面により、区長から通知する。提案者として選定された者は、以下8に記載する提案審査に進むことができる。

7 非選定理由に関する事項

(1) 参加申込書を提出した者のうち、提案者として選定されなかった者に対しては、非選定理由を書面により、区長から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(千代田区の休日を定める条例(平成元年条例第1号)第1条に規定する区の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、区長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

・受付場所

14「各種書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり

・受付時間

土・日・祝日を除く午前9時から午後5時

8 提案書の作成様式、提出期限、提出場所、提出方法等

(1) 提案書の作成様式及び記載上の留意事項

別紙2「提案記載要領」のとおり

(2) 提出期限（予定）

令和6年4月26日～令和6年5月29日

土・日・祝日を除く午前9時から午後5時

正式な期間は、提案者として選定されたものに別途通知する。

(3) 提出場所

14「各種書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり

(4) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、持参すること（郵送、FAX、Eメール不可）

9 提案書を採用するための評価基準

提案書の評価項目等は、以下のとおりである。

	評価項目	評価の視点・判断基準	配点
○組織評価 (20点)	履行実績	過去3年間に自治体向けの保健衛生に関するシステムの提供や運営実績はあるか ・受託実績6件以上：5点 ・受託実績2～5件：3点 ・受託実績 1件：1点 ※同一システムで複数自治体へ提供がある場合、自治体ごとに1件とカウントする。	5点
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か ・担当者数、担当者の配置や構成が妥当であり、適切に業務を提供することができると認められる場合：5点 ・上記の評価対象に比べてやや不足があるがある場合：3点 ・上記に該当しない場合：0点	5点
	主任技術者の本業務に対する専門性	経験年数、当該業務に関連した資格や講習受講、学識経験等 ・専門性あり：5点 ・専門性なし：0点	5点
	主任技術者の自治体向け保健衛生に関するシステム業務の実績	過去3年間に自治体向けの保健衛生に関するシステムの実務実績はあるか ・実務実績あり：5点 ・実務実績なし：0点	5点

	評価項目	評価の視点・判断基準	配点
○内容 (プレゼンテーション) 評価(70点)	提案事項を実施するにあたっての取組方針	<p>業務内容の理解度、的確性はあるか</p> <p>・目的・内容・条件の理解度が高く的確であり、簡潔に記載されていると認められる場合：5点</p> <p>・上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合：3点</p> <p>・上記に該当しない場合：0点</p>	5点
	業務の実施手続き	<p>業務実施手続きを示す業務フロー又は工程表等は妥当か</p> <p>・妥当性が高い場合：5点</p> <p>・やや内容に不足がある場合：3点</p> <p>・不足している場合：0点</p>	5点
	現況・課題への理解度	<p>地域の現況・千代田区特有の課題への理解は十分か</p> <p>・地域特性等余条件の理解度が高いと認められる場合：5点</p> <p>・上記の評価対象に比べてやや内容に不足があると思われる場合：3点</p> <p>・上記に該当しない場合：0点</p>	5点
	利用の容易さ	<p>システムを区民、医療機関、千代田区が容易に使用できるか</p> <p>・閲覧性が高く、容易に使用できるスキームが提案されている場合：10点</p> <p>・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合：5点</p> <p>・上記に該当しない場合：0点</p>	10点
	システム導入による千代田区民への影響	<p>システム導入による千代田区民への影響（メリット・デメリット）が考えられているか</p> <p>・影響が十分に考えられている場合：10点</p> <p>・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合：5点</p> <p>・上記に該当しない場合：0点</p>	10点

評価項目	評価の視点・判断基準	配点
システム導入による医療機関への影響	システム導入による医療機関への影響（メリット・デメリット）が考えられているか ・影響が十分に考えられている場合：5点 ・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合：3点 ・上記に該当しない場合：0点	5点
システム導入による千代田区への影響	システム導入による千代田区への影響（メリット・デメリット）が考えられているか ・影響が十分に考えられている場合：5点 ・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合：3点 ・上記に該当しない場合：0点	5点
かかりつけ歯科医をつくるための取組	かかりつけ歯科医をつくるための取組が提案されているか ・十分な取組が提案されている場合：5点 ・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合：3点 ・上記に該当しない場合：0点	5点
かかりつけ歯科医が十分に機能するための取組	かかりつけ歯科医が十分に機能するための取組が提案されているか ・十分な取組が提案されている場合：10点 ・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合：5点 ・上記に該当しない場合：0点	10点
受診率向上	受診率向上に寄与する取組が提案されているか ・十分な取組が提案されている場合：10点 ・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合：5点 ・上記に該当しない場合：0点	10点

	評価項目	評価の視点・判断基準	配点
○ヒアリング評価 (10点)	実現性(ヒアリング)	提案内容の説得性・実現性が十分であるか ・説明内容が提案書の内容をよく補完しており、専門技術を十分に発揮できると認められる場合：5点 ・上記の評価対象と比較して、提案書の内容は遜色ないが、ヒアリングによる説明の補足が不十分な場合：3点 ・上記に該当しない場合：0点	5点
	理解度(ヒアリング)	質問に的確に回答できているか ・質問にも的確に回答できている場合：5点 ・上記よりも回答にやや不足感じられる場合：3点 ・上記に該当しない場合：0点	5点

10 採用する提案書の決定方法

(1) 提案書を評価項目ごとに採点し、合計得点が最も高かったものを採用する。
 なお、合計得点が70%に満たなかった場合、採用しない。

(2) 提案書が採用された者が5の1の資格要件を喪失した場合や業務の仕様書等について区との合意が得られない場合は、合計得点の順位が次順位のものを採用する。

11 プロポーザル結果の通知

契約内定者に対し、その旨を書面により通知する。

12 不採用理由に関する事項

(1) 提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、区長（健康推進課）から通知する。

(2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、区長（健康推進課）に対して不採用理由について説明を求めることができる。

(3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(4) 不採用理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

- ・受付場所
14「各種書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり
- ・受付時間
土・日・祝日を除く午前9時から午後5時

13 その他の留意事項

- (1) 参加申込書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加申込書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出された参加申込書は返却しない。
- (4) 提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (5) 採用されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書に明記することとする。返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意志がないものとみなす。なお、提出された参加申込書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。ただし提出書類等について、千代田区情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は公開の対象となる。(同条例7条第1項に規定する「非公開情報」に該当するものを除く。)
- (6) 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定及び別紙3「個人情報保護に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (7) 本件の契約にあたっては、契約内容及び仕様等は採用された提案をもとに区と詳細を協議するものとする。また、契約内容及び仕様等は、協議の結果、採用された提案と変更が生じることがある。

14 各種書類の提出先及び問い合わせ先

千代田区 保健福祉部 健康推進課
健康推進係 担当：市川、齋藤、藤野、須田
〒102-0073
千代田区九段北 1-2-14 千代田保健所 5階
電 話 03-5211-8171 (直通)
FAX 03-5211-8192
E-mail kenkousuishin@city.chiyoda.lg.jp